

# 滋賀県基本構想啓発ツール貸出要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県基本構想が滋賀の未来をつくっていくための将来ビジョンとして県民に浸透するとともに、目指す未来の実現に向けた県民一人ひとりの取組を促すため、滋賀県基本構想啓発ツール（以下「啓発ツール」という。）の貸出しに関する必要な事項を定める。

## (貸出しに供する啓発ツール)

第2条 貸出しに供する啓発ツールとは、次に掲げるものをいう。

- (1) 滋賀県基本構想ゲーム びわスゴ

## (貸出対象者)

第3条 啓発ツールの貸出対象者は、県内市町、一般県民、県内に所在または県内で活動する企業、学校および団体のほか、滋賀県総合企画部企画調整課長（以下「企画調整課長」という。）が適当と認めるものとする。

## (貸出方法)

第4条 啓発ツールの借用を希望する者は、滋賀県基本構想啓発ツール貸出申請書（様式第1号）を企画調整課長に提出すること。  
2 貸出しを受ける者（以下「借用者」という。）は、啓発ツールを滋賀県総合企画部企画調整課から直接受け取ることを原則とする。

## (貸出期間)

第5条 貸出期間は、2週間以内とする。ただし、特別の理由があると認められるときは、その期間を延長することができる。

## (使用上の遵守事項)

第6条 借用者は、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 啓発ツールの管理を適正に行うこと。
- (2) 第三者に譲渡または転貸しないこと。
- (3) 貸出期間を厳守すること。
- (4) 啓発ツールを複製しないこと。

## (貸出しの取消し)

第7条 企画調整課長は、借用者がこの要領に違反していると認める場合は、貸出しを取り消すことができる。

2 前項の規定により貸出しを取り消された者は、啓発ツールの使用を中止し、直ちに

返却しなければならない。

3 第1項の取消しにより借用者に損害が生じても、滋賀県はその責めを負わない。

(返却)

第8条 借用者は、啓発ツールの使用後、速やかに返却すること。

2 借用者は、返却の際に啓発ツールの状態を確認し、滋賀県基本構想啓発ツール使用実績報告書(様式第2号)に必要事項を記入の上、企画調整課長に提出すること。

(損傷または紛失の届出等)

第9条 借用者は、啓発ツールを損傷または紛失した場合は、速やかにその旨を企画調整課長に報告するとともに、その後の処置について企画調整課長の指示を受けるものとする。

(責任の制限)

第10条 啓発ツールの使用に関し、借用者が被った被害または借用者が第三者に対して与えた損害もしくは損失に対しては、滋賀県は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(費用の負担)

第11条 啓発ツールの使用料は、無料とする。ただし、啓発ツールの貸出し、または返却に要する経費は、借用者の負担とする。

(内規)

第12条 この要領に定めるもののほか、啓発ツールの貸出しについて必要な事項は、企画調整課長が別に定める。

付 則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。